

[事案 2020-64] 就業不能年金支払請求

・令和3年1月5日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、就業不能年金が支払われなかったことを不服として、就業不能年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成31年4月に右肩腱板断裂、右肩関節唇損傷で入院して手術を受け、転院した後もリハビリテーションを行い、また在宅療養をしたため、平成26年2月に契約した特約組立型総合保険の就業不能保障特約にもとづき就業不能年金を請求したところ、約款所定の支払事由に該当しないとして支払われなかった。しかし、入院から在宅療養の期間を含め121日以上就業不能状態であったことは医師の診断書により証明されており、支払事由に該当するため、就業不能年金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人の状態は、一部の入院期間は就業不能状態に該当するが、主治医に対する事実確認の結果を踏まえると、転院した病院の入院期間とその後の在宅療養期間は就業不能状態に該当せず、就業不能状態が121日以上継続したとは認められないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の治療経過等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考にするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の状態が就業不能年金の支払事由に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。